

## アンナ・ポリトコフスカヤとロシアの陪審裁判

小森田 秋夫

### 1. ニキータ・ミハルコフの「12人の怒れる男」

#### 物語

チェチェン人少年によるロシア人養父の殺害容疑、圧倒的な有罪論から全員一致で無罪へ、ルメット版のリメイク、“12 angry men”と“Двенадцать”

#### 芸術・政治・法

芸術的魅力、“愚劣”と“善良”の共存、モノローグの迫力、政治的メッセージ、「養父」としての強いロシア、自由の厳しさ、プーチンによる激賞

#### 陪審裁判の“可能性”と“危うさ”

起点としてのひとりの疑問、全員の納得、合理的推論と個人的体験にもとづく想像

#### 「法的真実」と「人生の真実」

最後の有罪論者としてのニコライ＝ミハルコフ、「無実だが有罪」、「法的真実」と「人生の真実」、jury nullification、「良心の裁判所」としての陪審裁判

#### 創作と現実

全員一致制、12人の男たち、女性の「やさしさ」「うつくしさ」「嫉妬深さ」、手続的な無茶

### 2. 刑事司法への市民参加 2つの類型と2つのまなざし

#### 陪審制と参審制

陪審制と参審制の基本型、参審制寄りの折衷としての裁判員制度、陪審制寄りの折衷としての韓国の国民参与裁判

#### 「市民着目型」の議論と「制度＝専門家着目型」の議論

裁判員制度に対する「呉越同舟」的批判、何が問題か 「市民着目型」の議論と「制度＝専門家着目型」の議論、ロシアにおける参審制形骸化の原因をめぐって

#### なぜ市民参加か 有罪・無罪の判断と量刑

「健全な社会常識」の反映とは？ 有罪・無罪の判断の局面、量刑についての判断の局面、明快な陪審制、複合的な参審制、裁判員制度導入の「同床異夢」

### 3. ロシアにおける陪審裁判の復活

#### 帝政ロシアから現代ロシアへ

1864年の司法改革の目玉としての陪審制、ドミートリー＝カラマーゾフ、カチューシャ＝マースロワ、ヴェーラ＝ザスーリッチ、jury nullification、ソビエト政権による参審制の導入と形骸化、現代の司法改革の目玉としての陪審制

#### 「ロシア＝モデル」

アメリカとの比較、被告人の選択、情状酌量の判断、多数決、手続違反が無罪判決の上訴の根拠

#### 部分から全体へ

1993年に旧刑事訴訟法典下で導入、9の連邦構成主体でスタート、広がらず、「実験」か、93年の新憲法における位置づけ、2001年の新刑事訴訟典、全国で施行へ、広がらなかった理由、財政問題、制度そのものの賛否

## 陪審制導入の理由 - 予断の排除

有罪率は99%、「訴追側への偏り」、予審制度と「調書裁判」の類似、予断から解放された裁判としての陪審制、セルゲイ=パーシンの説明

### 実績の評価をめぐって

高い選択率、高い無罪率、高い上訴・破棄率、陪審制の欠陥？ 訴追側の立証不足、裁判官の不適切な訴訟指揮、現代のザスーリッチ事件としてのクラスキーナ事件、陪審制の意義の再確認

## 4. アンナ・ポリトコフスカヤの陪審裁判論

### 政治的事件の登場

**ウリマン事件** チェチェン住民の殺害、北カフカース軍管区軍事裁判所、無罪、破棄差戻し、無罪、破棄差戻し、連邦憲法裁判所判決、陪審員ぬき裁判で有罪、**ムジャホーエヴァ事件** チェチェン生まれのイングーシ人女性、モスクワ中心部での爆弾テロ未遂、モスクワ市裁判所、有罪、情状酌量せず、**スチャーギン事件** 米加研の歴史学者、アメリカの軍事諜報機関に国家秘密を売渡し？ モスクワ市裁判所、有罪

### ポリトコフスカヤの悲観

「わが国の陪審員は、“祖国の敵”を有罪にさえできるならばほかに何も不満はないというような俗物なのだ」(ポリトコフスカヤ)、「ソビエト人」が生きている(ノヴォドヴォールスカヤ) 問題は陪審裁判の操作(パーシン) ロシア社会は陪審裁判を行なうほどに成熟しているか？

### 政治的事件の回避

2008年12月法改正、連邦保安庁管轄事件の適用除外、社会院のアピール、メドヴェージェフの態度

## 5. アンナ・ポリトコフスカヤ殺害事件の陪審裁判

### ポリトコフスカヤの殺害

2006年10月7日、黒幕は「チェチェンの大物」？

### 被告人のプロフィール

モスクワ管区軍事裁判所、4名の被告人、ジャブライル=マフムードフとイブラギム=マフムードフ(監視役のチェチェン人兄弟)、セルゲイ=ハジクルバーノフ(犯罪の組織者、内務省組織犯罪局元職員)、パーヴェル=リャグーゾフ(連邦保安庁職員、別件を併合)「実行犯」と「依頼人」抜きの裁判

### 無罪評決とその評価

2000人 50人-20人、裁判の公開をめぐる混乱、自立的な陪審団、全員一致で無罪、遺族と弁護士「公開の法廷における当事者主義的審理の結果として下した陪審員の判断を尊重する」、検察側の上訴

## 6. 陪審裁判・死刑・チェチェン

### 死刑と陪審裁判を受ける権利

市民参加と死刑についての論じ方、生命に対する権利に対する例外としての死刑、陪審裁判を受ける権利、欧州人権条約第6付属議定書、死刑執行のモラトリアム

### 憲法裁判所の違憲判決による死刑判決の停止

1999年の違憲判決、法の下での平等が実現していない、死刑言渡しのモラトリアム

### チェチェンの安定と死刑の復活

チェチェンにおける施行の先延ばし、制度化の準備、「相互保証」、「ポケット司法」、死刑問題への回答、近づく2010年1月